

平成27年2月 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 岩井 隆

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づき設置される新「教育長」の給料の額について（答申）

平成27年2月13日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第3項の規定に基づき意見を求められた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づき設置される新「教育長」の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成27年2月13日、文京区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、文京区長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づき設置される新「教育長」の給料の額について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 基本的な考え方

新「教育長」の給料の額については、職務と責任の原則（＝各職の職務内容、責任の重さなどを考慮する。）に照らし、これまで教育委員会の代表者であった委員長の仕事を負うこと、教育委員会の会務を総理する職務を新「教育長」が担うこと等を考慮する。

3 本審議会における議論

今回の法律改正による、新「教育長」の職務は教育行政の第一義的な責任者として明確に位置づけられることなど、従来にも増して教育行政に大きな権限と責任を有することになり、その職務は極めて重要である。

（報酬等の方向性について及び方向性を決定するに当たって考慮したこと）

したがって、（A案またはB案）の差額が新「教育長」としての職務・職務に見合った「職務加算分」と考えられる。

以上のことから、新「教育長」の給料の額について、現行の教育長の給与にこの「職務加算分」を加えて算定することが適当である。

4 審議結果

本審議会は、今回の法律改正による新「教育長」の職務・職務を考慮し、給料の額について、（ ）が妥当であるとの結論に達した。

5 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡など、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

（その他ご意見等）

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	鷹 田 芳 郎
委 員	雨 宮 由 卓
委 員	岡 田 伴 子
委 員	齋 藤 修
委 員	二 瓶 紀 子
委 員	春 名 正 昭
委 員	藤 村 慎 也
委 員	宮 内 秀 一
委 員	吉 川 豊